

千葉県福祉サービス第三者評価の事業所評価票
(保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	〒298-0026 千葉県茂原市茂原480
評価実施期間	平成24年7月24日 ~ 平成24年12月14日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	野田市立 尾崎保育所		
(フリガナ)	ノダンリツ オサキホイクショ		
所 在 地	〒270-0235 千葉県野田市尾崎1714		
交通手段	東武野田線 川間駅より車で5分(徒歩25分)		
電 話	04-7129-2009	F A X	04-7129-2066
ホームページ	http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/osaki/index.html		
経 営 法 人	株式会社 日本保育サービス		
開設年月日	昭和51年4月1日		
指定年月日	平成19年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県野田市								
定員 と 実数	年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	定員	12	18	30	30	30	30	150	
	実数	12	24	31	31	31	31	160	
敷地面積	573.04㎡			保育面積			372.57㎡		
保育内容	0歳児保育		障がい児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康管理マニュアル参照								
食事	朝おやつ(乳児)、昼食、おやつ、補食・夕食(延長保育)								
利用時間	月~土 7:00~20:00 日・祝 7:00~18:00								
休 日	12/29~1/3								
地域との交流	高齢者・小学生・高校生交流、中学生・高校生職場体験、園だより地域回覧(毎月)								
保護者会活動	保護者会(月1回)、運営協議会(年2回)、行事の手伝い、アンケート調査など								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	20	18	38	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	その他は交通安全指導員<シルバー人材センターより派遣>
	27	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		5	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	指定管理の為、野田市役所に申し込みをします。 <問い合わせ先>野田市児童家庭部 保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175、2149 月～金(祝日・年末年始は除く) 8：30～17：15		
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 8時30分～17時15分		
申請時注意事項	保護者が仕事や病気などの事情で、昼間子どもの保育ができない場合で、かつ同居の親族やその他の者が保育できないと認められる場合、保育所で乳幼児を保育します。ただし年末・年始は休所となります。		
サービス決定までの時間	原則的に毎月1日付の入所となり、受付は入所希望日の前月10日まで		
入所相談	野田市役所・当保育所で随時お受けしております。		
利用料金	保育料は、所得税や市民税などの額と児童年齢で異なります。午後6時以降の保育は、別途料金がかかります。具体的には、野田市役所へお問い合わせ下さい。また、保育料以外に保育所で集金させていただくものがあります。		
食事料金	保育料に含まれますが、3歳以上児のみ主食費としてが必要となります。		
苦情対応	窓口設置	① 尾崎保育所苦情受付担当者；主任保育士 // 苦情解決責任者；保育所長 ② 指定管理者；㈱日本保育サービス運営本部 ③ 野田市；児童家庭部保育課	
	第三者委員の設置	野田市；福祉施設サービス苦情相談員 4名 指定管理者；第三者委員 2名	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【運営理念】</p> <p>① 安全&安心を第一に 室内設備はもちろん、健康管理や衛生管理などハード・ソフト両面にわたり万全の安全対策を講じます。</p> <p>② お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を 保育所はお子様が一日の大半を過ごす場所です。お子様が一日楽しく過ごせるよう様々な保育プログラムをご用意し、卒園後も心に残る思い出がたくさん作れるような保育を目指します。</p> <p>③ 利用者（お子様・保護者ともに）のニーズに合った保育サービスを提供 子育てと仕事との両立を図る保護者のための延長保育や休日保育を行い、子育て中の保護者をサポートするサービスを提供しています。また、地域に開けた保育所を目指し、地域子育て支援や育児相談なども積極的に行います。</p> <p>④ 職員が楽しく働けること 当社では、職員が楽しく働くことをモットーにしています。職員自身が楽しく仕事をしてこそ、心から自然と、お子様と保護者に接することができ、「保育の質の向上」につながると考えています。今後も職員が健康で楽しめる環境づくりを積極的に取り組んでいきます。</p> <p>【園目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気で優しい子 ・自分で考えながら行動できる子 ・心豊かで創造力がある子 <p>【保育の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五感を育てる保育 ・生きる力をはぐくむ保育 ・主体的な生活による保育 ・異年齢保育 ・延長保育 ・休日保育
<p>特 徴</p>	<p>① 住宅地ではありますが、近くに工業団地があります。田畑や木々は多いものの、公共の遊び場は少ないです。(近くに小学校あり)</p> <p>② 保護者の勤務体系に応じ、近隣の保育所に通うお子様も含め、休日保育を行っています。</p>
<p>利用（希望）者へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活の中で、様々なプログラム(英語・体操・リトミック・幼児教・クッキング等)や行事を通して、感受性や好奇心を育み、子どもの「自ら伸びる力」、また、生涯にわたる基礎となる「後伸びする力」を育てる保育を目指します。 ・戸外あそびを十分に楽しみ、四季や自然の力を体感させ、視覚・聴覚・味覚・触覚・臭覚の五感で感じる保育の充実を図り、お子様一人一人の発達に応じた保育を行います。 ・月～土曜日は7:00～20:00まで開園し、延長保育では補食・夕食を提供しています。また、日曜日・祝日は近隣の保育所に通うお子様(保護者就労の場合)をお預りし、休日保育を行っています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1, 異年齢交流が常に意識され、優しさを育てる保育がされています。

- ・「異年齢児との関わりを持つ中で、思いやる優しさを育てる」を目標に常に異年齢交流が取り入れられています。
- ・年長児によるシーツ掛け手伝い、食事や遊びを一緒に行うことでルールや譲り合いなどの気持ちを育て、心の成長に力を入れています。

2, 心身のバランスのとれた成長に配慮されています。

- ・園庭での遊びや地域の散歩など、できる限り外遊びの機会を増やして、遊びから体の成長を促す配慮がされています。
- ・遊びを通じた子ども同士のふれあいで、お互いを思いやる心の成長を促し、体と心のバランスのとれた成長に配慮されています。

3, 食を楽しむ心を育てる食育に力を入れています。

- ・枝豆などの野菜を育て収穫し、収穫したものを給食やおやつで食べたり、体験を通じて子どもが食事に興味を持てるように配慮がされています。
- ・調理室と協力して献立を工夫し、天気の良い日には異年齢一緒にテラスで給食を食べる機会をつくるなどの配慮がされています。

4, 保護者とのよい協力関係づくりで成果を上げています。

- ・日頃から笑顔で親切な対応を全職員が心掛け、保護者との良好な関係が構築されています。
- ・日頃からの努力が、行事への保護者の手伝いや保護者が設計から建築まで主体となって作った裏庭の廃材を利用した「秘密基地(子どもの遊技施設)」などの成果となって現れています。

5, 地域との関係を深め、地域から保育への協力を得ています。

- ・地元自治会との協力関係を深め、近隣農家より農地を無償で借用し、園児によるサツマイモの植え付けから収穫まで指導協力を得ています。
- ・年3回保育所行事(仲良しデー・クリスマス会・伝承遊び)に地域の敬老会の方々を招き、一緒に遊ぶなどで交流がはかられています。

さらに取り組みが望まれるところ

1, 子どもが過ごしやすい保育環境のさらなる充実が望めます。

- ・保育目標を達成するためには、保育の方法、保育の環境に意図する保育の内容が具体化される必要がありますが、子どもが主体的に活動できる場となるための環境構成に更なる工夫が望まれます。
- ・保育所保育指針の中で環境を通して行う保育の重要性が示されているように、子ども自らが環境

2, 理解度や参加意識を向上させる手法の検討が望めます。

- ・入所のしおりに記載され、保育所内にも掲示されているにもかかわらず、保護者アンケートで一部理解がされていない事項も見られるので、更に理解度を上げる手法の検討が望まれます。
- ・課題などの所内検討へ職員参加の配慮がされていますが、職員アンケートの一部に課題があり、参加していると感じさせるような手法の検討が望まれます。

3, 老朽化設備への速やかな改修が望めます。

- ・築35年を経過し建物の老朽化が各所に見られます。出入り口扉の建て付け、保育室床の損傷、トイレドアベニヤ板めくれ、ブランコなど速やかな改修が望まれます。
- ・職員は定員を超える園児を受入れた上に、建物構造からの保育所内清掃、布団カバー洗濯などの負担をしており、これらを軽減し更に保育へ力を傾注できるような手法の採用が望まれます。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

指定管理になってから毎年評価を受けてきました。評価を受ける度緊張しますが、様々な気付きをいただいています。今回も改善点や方向性を示していただいたり、背中を押していただき、また頑張っているところを認めていただくことで自信にもなり、今後一層、職員一人一人がそれぞれの役割を自覚してチームワーク良く取り組んでいこうと強く思いました。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			利用者満足の上	13 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
				16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	5	1
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	5		
		5 安全管理	環境と衛生 事故対策	29 食育の推進に努めている。	3	
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1		
計				127	2	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目	標準項目
<p>1 理念や基本方針が明文化されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立保育所ですので野田市の保育目標と指定管理者である㈱日本保育サービス(以下「運営本部」と言う)の運営理念・保育理念・運営方針(以下「運営理念等」と言う)があります。運営本部の運営理念等は保育園業務マニュアルに記載されています。 ・ 運営本部の運営理念等には運営本部の目指す方向や法の趣旨等が反映されたものとなっています。 	
<p>2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の保育目標や園目標及び運営本部の運営理念等は、事務室や玄関及び各保育室に掲示され常に認識できるように配慮されています。 ・ 運営理念等は職員会議や昼礼で再確認され、新入社員や中途採用者には保育所内研修で周知徹底されています。 	
<p>3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所説明会に使用する保育所独自に作成した「入所のしおり」に野田市の保育目標、運営本部の運営理念、園目標が記載され、入所説明会で説明されています。 ・ 運営理念等は、保護者の送り迎え時に見られるよう保育所の廊下や保育室に掲示されています。 	
<p>4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年野田市に提出する事業計画に当該年度の保育所運営の基本や課題等が記載されています。 ・ 事業計画で策定された課題は年2回開催される運営委員会でチェック確認されています。 ・ 当該年度の実績が分析反省され、次年度の事業計画に反映されています。 	

5	<p>施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営の重要課題や方針は、月2回程度開催される運営本部での園長会議で検討され、決定された課題は職員会議や昼礼などで全職員に周知徹底される仕組みになっています。 ・ 今回の第三者評価で自己評価票作成にあたって各クラスで話し合い評価項目の実践状況把握と評価を実施して、職員の意見が反映されています。 ・ 重要な課題などの検討に職員を参加させる配慮がなされていますが、職員アンケートの結果に反映されていない部分も見られるため、さらに参加意識を感じさせる手法の検討が望まれます。 		
6	<p>理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等の取り組みに指導力を発揮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の保育目標や運営本部の運営理念等の実践は、各年度の事業計画に反映され、課題や改善方針も明確にされ、日常保育の中で指導力が発揮されています。 ・ 全職員対象の職員会議や昼礼の他、必要に応じたリーダー会議、担当者会議、アルバイト対象の昼礼など職員の意見が出やすいように話し合いの場を工夫されています。 ・ 新卒研修以降階層別研修が制度化されており、種々の専門技術研修もあります。各期初めには職員自ら当該期の研修計画を作成し、所長のヒアリング指導がされ、受講した研修は研修レポートが作成され所長指導と他の職員への回覧が行われています。期末には研修成果を確認し次期に向けて所長の指導も行われています。 ・ 職員の悩み等は随時聞く機会を配慮されており、新入職員にはチューター(相談員)が付き日常の相談や月1回の食事会などで相談や悩みに対応するよう配慮されています。 		
7	<p>施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規定は、運営本部の就業規則や保育園業務マニュアル等に明文化されており、研修等で職員に周知徹底されています。 ・ 個人情報管理規定が定められ、法人内部にコンプライアンス委員会も設置されています。また、個人情報を含む書類は鍵の掛かる棚に保管され、最終退出者により施錠されています。 		
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成方針は、運営本部の保育園業務マニュアルに記載されています。 ・ 評価は年3回の賞与査定時で、自己査定に基づき所長が勤務態度・研修参加・会社貢献度などにより査定し、更にエリアマネージャーや運営本部が決定する仕組みでなされています。評価後は所長と職員との話し合いが行われています。 ・ 人事異動の内示が発令間近になる事例があるようですが、本人や職場の円滑な準備や対応のため十分なリードタイムを考慮されることが望まれます。 		

9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤怠データは毎月運営本部へ報告され、他園と一緒に運営本部で管理・チェックされています。 ・ 定期的に職員と個別懇談を行い、職員の悩みなどの相談ができるように配慮されています。更に年に一度は、健康診断やメンタルヘルスチェックが行われ、ストレスチェックへの配慮もされています。 ・ 福利厚生事業は運営本部で総合的に行われており、補助金や数多くの社外施設との割引契約等制度化されています。健康作りと親睦を兼ねた運営本部全体の職員運動会も実施されています。しかし、地域的条件から福利厚生制度の利用が難しい面も見られるので、地域条件を克服でき利用度が向上するような施策が望まれます。 		
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各期始めに職員自ら当該期の成長目標、研修目標を設定し、受講を希望する研修テーマ・参加する目的と目標・参加予定時期を記載した個人別研修計画を作成し、所長のアドバイスを受けます。研修受講後はレポートを作成し、期末には職員が反省と感想を記入し、再度所長のアドバイスを受けるシステムとなっています。 ・ 職員の実力向上は、職員の個人意欲を中心に所長がアドバイスをするシステムが取られています。 ・ 保育現場としてOJTの仕組み化には難しい面もあると思われるが、OJTを仕組みとして明確にし、保育の質の維持向上へ資することが望まれます。 		
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法の基本方針や児童権利宣言は新卒研修の中で履修されています。 ・ 日常保育では保育園業務マニュアルに記載されている子どもに対する言動の注意事項等が生かされ、職員の子どもへの注意発言がエスカレートしないように、状況が変わらない場合は周りの職員が代わるなどの配慮がされています。 ・ 虐待が疑われる場合は、野田市保育課へ連絡し協同で対処されています。必要な場合は書面にて情報伝達するようになっていきます。 		
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護の方針は、運営本部が「プライバシーポリシー」として明文化され、ホームページに掲載し、保育所玄関ホールなどに掲示されています。プライバシーポリシーには、個人情報の利用目的や保育記録の開示についても記載されています。 ・ 実習生やボランティアには、受け入れ時に研修し誓約書を提出させています。 ・ 園児の写真をホームページや展示で利用する場合の保護者了解もとられています。 		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者参加の行事後には保護者アンケートを実施し、集約結果や改善策実施状況は運営協議会や保護者会で報告されています。 ・ クラス懇談会(2回/年)や個人面談(2回/年)で保護者の悩みや相談要望等を聞く機会を設定し、記録しています。 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに「クレーム対応」として「受付、対応、報告」が定められており、クレーム受理表で経過が記録され関係箇所へ報告されています。 ・ 苦情受付体制は、入所のしおりに記載され保育所内にも掲示されているが、保護者アンケートからは保護者の認知までいたっていない部分もあるので、保護者の認識度が高まる工夫が望まれます。 		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育日誌・週案・月間・年間指導計画には評価反省欄が設けられ、常に振り返りを実施し、PDCAが回されています。 ・ 第三者評価の評価結果は公表されていることを園だよりで伝えるとともに、評価結果票を玄関に掲示し保護者が何時でも閲覧できるよう配慮されています。 		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育業務の基本は運営本部の保育園業務マニュアルに記載され、さらに、職員が話し合い保育所独自のマニュアルを作成しています。マニュアル類は、職員に配布されている保育所独自に作成したマニュアルファイルに収録され、日常業務で活用されています。 ・ 保育所独自のマニュアルは毎年見直されているが、改訂の記載がなく制定日と改訂日を併記することが望まれます。 		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営本部のホームページに尾崎保育所の概要や問い合わせ先を公開しており、問い合わせや見学は随時対応され、保護者のニーズに応えるよう親切な対応がされています。 ・ 園庭開放(月1~2回)が実施されており、来所される保護者の問い合わせや相談に対応されています。 		

18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の保育方針や運営本部の経営理念、保育所の目標、保育内容などは、入園のしおりに記載され、入所説明会で配布し説明されています。 ・入所説明会后に個別面談が実施され、保護者意向を確認し、面談記録として保管されています。 		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の職員会議で尾崎保育所の特性、地域性を確認し、保育理念、保育方針を踏まえたうえで目標を設定し、発達過程に基づいた各年齢ごとの指導計画が作成されています。 		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育課程に基づき長期の年間指導計画、短期の月案・週案が作成されています。 ・3歳未満児は個別計画が作成されています。また障害児には加配が配置され個別指導計画が作成され保育が行われています。 ・クラス単位での月・期・年の保育の評価・反省が行われ改善に努められています。 ・ねらいに基づき環境構成が行われていますがまだ、工夫する余地が見受けられます。環境構成の意義を再確認しさらなる工夫が望まれます。 		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のロッカーにはハサミ、サインペン、画用紙などが置いてあり各自が自由に取り出して遊べるようになっています。 ・園庭にはゴザやマットなど子どもが遊びやすいように設定され、未満児スペース、以上児スペースとエリアがわかかれており、思い切り体を使って伸び伸び遊べる環境にあります。 ・裏庭には保護者手作りの秘密基地があり、子どもの発想、創造性を刺激する遊びが展開されています。 ・子どもの興味が刺激され主体的に遊びに取り組めるコーナーなどの工夫が望まれます。 		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭には色々な草花があり、子どもが色水遊びや、ままごと遊びに使うことで自然に対する興味・関心が育まれています。 ・ オタマジャクシ、メダカなどを飼育したりする中で生き物の生死に触れたり、自然の不思議さを実体験しています。 地域の高齢者と行事を通して交流したり、中・高生と職場体験で触れ合ったり、地域の人々と広く関わられるように配慮されています。 ・ 地域の方の畑を借りてサツマイモの苗植えから収穫まで自然に触れる貴重な体験が行われています。 		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園目標に沿って主体的に考える子ども、社会性のある子どもを目指して言葉掛けや援助の方法に配慮した保育が行われています。 ・ 異年齢と一緒に散歩に行ったり、小さいクラスの布団カバー掛けの手伝いやお世話などを通して日常的に異年齢の交流が行われており年長児としての自覚が育っています。 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と常にコミュニケーションをとり、共通理解の上で指導が行われており運動会の取り組みに成果が現れています。 ・ 担当職員は発達障害の研修を受講しスキルを高めています ・ 特別な配慮を必要とする子どもに対しては臨床心理アドバイザーの巡回相談や市の各専門機関の助言を得て個別指導計画を作成し、所長、担当が協議しきめ細かい対応が行われています。職員全体で定期的に検討する機会が持たれることを望まれます。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間保育日誌には連絡事項や与薬等について記入され、連絡漏れがないように配慮されています。 ・ 長時間担当職員の研修は2ヶ月に1回のペースで実施され全職員共通理解の上保育にあたる態勢がとられ、子どもが安心して過ごすことが出来る環境づくりが行われています。 		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎時に保護者とのコミュニケーションがとりやすいように受け入れはテラス側に変更したりなど工夫した対応が行われています。 ・ 保・幼・小連絡協議会が年2回実施され、情報の共有や就学に際してのアドバイスを受たり、年長児は学校探検で1年生との交流が持たれています。 ・ 保護者の了解の下保育所児童保育要録を小学校に送付しています 		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間保健指導計画が作成され年2回の内科検診、歯科検診等が適切に実施され個別に記録されています。子どもの健康状態については登所時の聞き取り、健康観察を行い担任がサーベランスに記入し毎朝、園長が把握しています。 ・ 常に子どもの状態に目を配り、不適切な養育状態が見られた場合は市役所保育課と連絡を取り合い経過観察を行い記録に残してあります。 		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育中体調不良児が出た場合は経過観察を行い、必要に応じて保護者に連絡を入れ様子を説明しています。 ・ ケガ等については看護師(2園兼務)に状態を伝え必要があれば受診し、適切に処置されています。 ・ 感染症が発生した場合には感染症対応マニュアルに基づき市役所保育課に連絡するとともに、保健所にも報告し連携をとりながら拡大防止が図られています。 ・ 看護師による感染症等における対応の研修を行い、全職員が適切に対応できる環境が整えられています。 ・ 職員は毎日出勤後、衛生チェック表により健康チェックが行われています。 		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育計画が作成され保育課程の中に位置づけられています。 ・ 食農だよりを発行し保護者にも食育の取り組みをお知らせしています。 ・ 子どもが栽培、収穫した野菜を給食やクッキング保育に使用し、食を楽しむ心を育てる取り組みがなされています。 ・ 食物アレルギー児に対しては除去・代替食が提供されています。誤食防止のため、トレー 配膳や毎朝クラスに入る職員が事務室に掲示してあるアレルギー表を確認する態勢がとられています。 ・ 個人差や食欲に応じた量を加減して提供し、完食の満足感が得られ楽しい食事時間になるように配慮されています。 		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一日2回保育室内の気温と湿度を測定し日誌に記入し適切な環境に保たれています。 ・ トイレは衛生マニュアルに基づいて適正に管理されていますが、施設の老朽化が目立つ箇所もあり、衛生面からも修繕が望まれます。 ・ 食事前はアルコール消毒を行い、所内にカネパスを置き保護者、来訪者にも消毒をお願いし衛生管理に努められています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各職員が尾崎保育所独自のマニュアルを保持し緊急時の対応が周知されています。 ・ 怪我が発生した場合には運営本部と市役所保育課に事故報告書を提出し再発防止に努められています。ヒヤリハットを記録し事故を未然に防ぐため ・ の方策として昼礼等で職員に注意喚起されています。 ・ 外部機関の指導を受け固定遊具の強度など専門家からの視点で点検され安全管理に努められています。 		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野田市のハザードマップを参考に尾崎保育所の災害時対応マニュアルを作成し、非常・災害時の対応が明確にされています。 ・ 自衛消防組織が編成され役割分担が明確になっています。定期的に避難訓練が実施され、消防署の指導を受けたり、広域避難場所への避難訓練などが適切に実施されています。 ・ 毎朝園庭遊具の点検が行われています。 		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭開放を月2回実施し季節の遊びを提供しながら保育所の子どもとも交流できるように配慮しています。また育児相談などにも応じ、情報なども提供されています。 ・ 2ヶ月に1度ピヨピヨ通信を発行し地域に向けての情報提供がなされています。 ・ 年3回保育所の行事に地域の高齢者を招いて子どもが交流を深める機会が設けられています。 ・ 休日保育を実施しています。 ・ 保育所は定員を超える園児を受け入れ日常の保育で多忙であり地域の子育てニーズを把握するまでには至っていません。許す状況になれば地域の子育てニーズを把握の上子育て拠点となることを期待しています。 		